

貸金庫利用規定

1. 契約の成立

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から翌年の3月31日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、4月1日より翌年の3月31日までの1年間継続されるものとし、以後も同様とします。

3. 格納品の範囲

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属・宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

4. 使用料

(1) 貸金庫の使用料は、当金庫所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から、払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえに充当します。

なお、新規契約時には契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算によりお支払いください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日の属する月までの使用料を月割計算により返戻します。

5. 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫職員立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

6. 貸金庫の開閉等

(1) 入室から利用、退室まですべて利用者自身で行ってください。

(2) 貸金庫室への入退室にあたっては、貸金庫カードと暗証番号により行ってください。

(3) 貸金庫の開閉は、利用者が正鍵を使用して行ってください。

(4) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

7. 届出事項の変更等

(1) 印章、名称、代表者、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の手続きにより届出てください。

(2) 届出のあった名称、住所あてに当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着もしくは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. 貸金庫カード、印章および鍵の喪失時等の取扱い

(1) 貸金庫カード、印章もしくは正鍵を紛失または毀損した場合、その他、暗証番号の失念等、ご利用に支障をきたすような場合は、直ちに当金庫所定の手続きにより届出てください。

(2) 貸金庫カード、正鍵を紛失または毀損した場合は、別に定めるカード再発行手数料または錠前等の取替えに要する費用をお支払いください。

なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

9. 印鑑照合等

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故等があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、使用されるカードおよび鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

10. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力による事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害について賠償していただきます。
- (4) 当金庫は、上記以外の理由で生じた損害について、当金庫の責めに帰す場合を除き責任を負いません。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

12. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。

なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を紛失または毀損したときに解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。

この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ①借主が使用料を支払わないとき
 - ②借主について相続の開始があったとき
 - ③借主の責に帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えた場合またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤借主がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。
 - ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②借主が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - (4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払いください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
 - (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理

しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合は、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第お支払いください。

1 3. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

1 4. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

1 5. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

1 6. 規定の変更

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

令和6年5月27日現在